

英国における機械・施設等への支援について¹

農林水産政策研究所 桑原田 智之

1. 現行の英国（イングランド）における機械・施設等への支援

（1） 政策・予算スキーム

英国（イングランド）において、機械・施設等へ直接的な財政支出を伴う支援措置である（補助事業は、他の EU 加盟国と同様に、農業振興規則（EU 規則 1305/2013）²第 17 条（物的資産への投資（Investment in physical assets）を規定）等に基づいて、EU の共通農業政策（Common Agricultural Policy; CAP）³の第 2 の柱である「農村振興政策」の一環として実施されている。

農村振興政策の実施に当たっては、英国政府は、「Rural Development Programme（農村振興計画）」（以下 RDP）を策定（現行計画は 2014-20 年を対象）し、同計画に基づいて、個別施策・事業を実施する仕組み。同計画の主要施策は第 1 表のとおりであり、このうち、主として「Countryside Productivity（農村生産性スキーム）」及び「Growth Programme（成長プログラム）」において、機械・施設等への補助事業が実施されている⁴。

第 1 表 英国（イングランド）における農村振興政策（CAP の第 2 の柱）の主要施策

	事業概要等	RDPIにおける予算割合
Countryside Stewardship（農村ステュワードシップ）	農村における環境払い	87%
Growth Programme（成長プログラム）	地域のビジネス発展、雇用創出等を目的	5%
Countryside Productivity（農村生産性スキーム）	農業・林業分野における生産性向上等を目的	4%
LEADER（農村経済の発展のための活動の連携）	農村発展のため地域のボトムアップの活動支援	4%

資料：Defra (2015)等をもとに筆者作成

¹本資料は農林水産省からの調査研究要請を受け取りまとめたものである。本資料では、補助事業等直接的な財政支出を伴う支援措置について主たる対象とし、税制・金融・規制等の措置を通じた支援措置は対象としていない。内容については最終執筆時点である 2018 年 8 月 2 日までに得られた情報に基づき執筆。

² Regulation (EU) No 1305/2013 of 17 December 2013 on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD)

³ 現行の EU 共通農業政策は、所得補償政策等の「第 1 の柱」、農村振興政策である「第 2 の柱」により構成。

⁴ このほか、例えば第 1 表に挙げた「Countryside Stewardship（農村ステュワードシップ）」において、景観形成等の観点から生垣等への支援が行われ得るが、本稿においては、農業の生産性・イノベーション等に直結し得る施策に焦点。

英国（イングランド）においては、別表 1 及び別表 2 のとおり、機械・施設等への補助事業として、「Countryside Productivity（農村生産性スキーム）」において 3 つの事業、「Growth Programme（成長プログラム）」において 2 つの事業が実施されている。

この計 5 事業のうち 2 事業が、助成対象者が農業者のみと限定された専ら農業分野に特化した補助事業（他は食品加工、観光・宿泊施設整備等農業生産活動以外の支援も対象）ととらえることができるものであり、以下では、これら 2 事業について、事業対象、事業目的、補助金交付決定の基準等を中心に論及する。

（なお、すべての 5 事業について、別表 1 及び別表 2 において、事業スキーム、補助率、補助額の上下限、助成対象者、予算額等を含め一覧⁵としており参照願いたい。）

（2） 個別の機械・施設等への補助事業

1) Improving Farm Productivity Grant（農業生産性改善補助金）

（i） 事業対象・事業目的

本補助金は、農業・林業分野における生産性向上等を目的とした「Countryside Productivity（農村生産性スキーム）」を構成する助成措置。Defra（食料・環境・農村地域省）によると、穀物生産や飼養活用で利用可能なロボティック設備⁶等を補助事業の対象とし、事業目的としては、次の①～④のいずれかを通じた農業の生産性向上が掲げられている。

①農作物・畜産生産に資するロボティック設備（robotic equipment）の活用

②エネルギーの貯蔵・流通の改善による農場で生産される再生可能エネルギーの活用増大

③穀物生産への LED 照射の活用

④畜産に生じる懸濁液・肥料・残存物のより効率的な活用

（ii） 補助金の交付決定の基準

農業者が補助金の給付を受けるには、当該農業者が申請を行うプロジェクトが、以下の優先事項（Priorities）のうち少なくとも 1 つに該当することが必要とされるとともに、より多くの優先事項に該当するほど補助金交付の可能性が高まるとされている。

⁵なお、Defra 公表のハンドブックによると、RDP に位置付けられた補助金について、補助金申請者は 1 つのプロジェクトにつき 1 つの補助金しか応募できないこととされている。

⁶当該設備が「ロボティック」であると判断される要件として、①物理的・生物的特性を計測可能なセンシングシステム、②センサーからの情報を処理し、どう作動するべきかの意思決定能力、③システムの駆動装置、すべてを有することが必要。

第2表 「Improving Farm Productivity Grant（農業生産性改善補助金）」の補助金交付決定における優先事項

①	生産性向上又は資源管理のため、新たな技術・施設等の導入
②	農業生産活動が、気候変動へのレジリエンス強化、環境への影響減少につながる事
③	肥培管理改善、又は、農業・畜産業のオペレーションの最適化
④	革新的な農業技術の導入
⑤	売上高・収益の増加、新たな雇用の創出
⑥	事業や共有資源間で新たな連携の創出

資料：Defra(2017a)等をもとに筆者作成

(iii) 補助金支給の実例

実際に「Improving Farm Productivity grant（農業生産性改善補助金）」の給付が行われている事例として、Defra のハンドブック⁷では、野菜農家における草刈機の紹介が行われている。



特徴としては、以下の点が例示されている。

- ・カメラを使用して、野菜と雑草を峻別
- ・野菜の場所を正確に把握し、雑草に鋤を誘導し除去
- ・化学薬品の使用や手作業での鋤使用が減少

(写真) Defra(2017 a) page11⁸

2) Countryside Productivity Small Grant（農村生産性小規模補助金）

(i) 事業対象・事業目的

本補助金は、2018年から新設（2月から募集開始）されたもので、農業・林業分野における生産性向上等を目的とした「Countryside Productivity（農村生産性スキーム）」の一部を構成する助成措置。農業生産上の機械等について、焦点を絞った（targeted）投資助成を実施する観点から、募集の時点において、支援対象となり得る機械等（現在は56物品）を、①最低限満たすべき仕様、②補助金交付額算定の前提となる標準価格とともに、限定列挙している⁹。事業目的としては、①動物福祉、②資源利用の効率性、③肥培管理のいずれかを改善することが掲げられている。

⁷ Defra(2017a)

⁸ Contains public sector information licensed under the Open Government Licence v3.0.
<http://www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/version/3/>

⁹ Defra (2018b)

(ii) 補助金交付決定の基準等

本補助金については、補助金交付決定の基準については、明確にされていない。他方、他の補助金と異なり、対象物が限定列举されるとともに、それらに求められる仕様、標準価格等が個別具体的に公表¹⁰されており、補助金の交付決定は、事業目的との整合性ととともに、これらの個別具体的な要件への適合性について判断の上、交付の可否が決定されるものと考えられる。

本補助金の交付対象として Defra に指定されている 56 の機械等のうち太宗が畜産関係であるが、農業関連の機械等は、例えば以下のとおりである。

- ①精密農業のための GPS (標準価格 1,366 ポンド)
- ②種まき機 (標準価格 2 万 3 千 500 ポンド)

2. EU の共通農業政策離脱後の新たな農業政策の下での機械・施設等の支援

EU の共通農業政策 (CAP : Common Agricultural Policy) 離脱後の、英国の新たな農業政策においては、現在 CAP 下で「第 1 の柱」として実施されている所得補償政策 (※ CAP 予算の配分上は農村振興政策の 10 倍近い配分) を徐々に削減の上で最終的には廃止し、この分の財源を、「Public money for Public goods」(公的資金を公共財へ) の考え方の下、①環境保全・向上、②生産性や技術革新を刺激するイノベーション、③自然・外的要因等による変動性等に振り向けることが検討されている。

英国政府の考え方としては、従前の保有する農地面積に応じた直接所得補償政策直接は、農業者の生産性向上インセンティブを阻害してきたとの見解をとっており、今後、新たな農業政策において、設備投資への支援の水準・あり方を含め、具体的にどのような政策を打ち出すか留意が必要である。

なお、共通農業政策離脱後の新たな農業政策を規定すると考えられる「農業法案 (Agriculture Bill)」¹¹の立案・議会提出に先立って、Defra が新たな政策について国民への意見募集を行った「The Future for food, farming and the environment (食料・農業・環境の未来)」¹²においては、技術・研究開発、人材育成等への言及は行われているが、個々の経営体への設備投資支援等についての具体的な言及等は行われていない。

ただし、①英国政府において農業の生産性向上インセンティブに係る問題意識が強く持たれていること、②実際に EU からの離脱決定後、CAP 下にある現在においても、個別農業経営体への助成措置である「Countryside Productivity Small Grant (農村生産性小規模補助金)」が新規に開始されたこと等を踏まえると、現行の CAP の枠組下、又は、「農業

¹⁰ Defra (2018b)

¹¹ 2017 年 6 月 21 日のエリザベス女王演説等において、農業者支援・自然環境保護のための効果的なシステムを確保するために「Agriculture Bill (農業法案)」が策定される旨述べられた。

¹² Gove. M (2018), Farming for the next generation, 5 January, Oxford

の経過期間」中（※EU 離脱に係る移行期間とは別に、激変緩和等を念頭に農業政策の変更について設定されるもの。明確な時期は未定であるが、2024 年頃までとの見方もある¹³⁾）においても、生産性向上等に向けた具体的な支援施策が打ち出されることは十分に想定され得るものであり、留意が必要である。

第3表 今後の英国の農業政策に係る見通し

2018	・CAP「第1の柱」である、「基礎支払い制度(Basic Payment Scheme: BPS)」等所得補償政策は、従前どおり実施。
2019	・農村環境政策等, CAP「第2の柱」は, 要件・手続きの簡素化等を行いつつも, 原則として従前スキームにて実施。
(英国のEU離脱に係る移行期間 2019年3月～2020年12月)	
2020	・現行の農業保護水準は, 2022年までは, 名目ベースで維持される。(2018年7月18日 英国下院議会におけるDefraゴーヴ大臣答弁)
2021	
2022	・2019年3月のEU離脱以降も, 約5年間程度の新たなシステムへの経過期間(「農業の経過期間」)を通じて, 徐々に所得補償を縮減し, 最終的には廃止(Defra 2018年2月27日公表資料等)
2023	
2024	・農業の経過期間中, 新たな環境型土地管理システムのパイロット事業の実施(Defra 2018年2月27日公表資料等) ※少なくともイングランドにおいては, 2021年から新たな環境型システムの資金確保に向け, 所得補償政策見直し(直接支払い縮減開始)(英国下院議会におけるDefraゴーヴ大臣答弁)
それ以降 (2024年 より後 (P))	・新たな環境型土地管理システム(New Environment land management system) ※「農業に係る経過期間」の後は, 従前のCAP下の政策を, 「公的資金を公共財(public money for public goods)」に振り向ける新たなシステムに置き換える。

資料：Gove, M (2018), Defra(2018a)等に基づき筆者作成

注. 本稿の内容については最終執筆時点である 2018 年 8 月 2 日までに得られた情報に基づき執筆。2018 年 9 月 12 日に公表された「Agriculture Bill (農業法案)」においては移行期間は 2027 年までとされていること等最新の情報に留意。

¹³⁾ 2018 年 9 月 12 日に公表された「Agriculture Bill (農業法案)」においては、移行期間は 2027 年までとされている。

(別表1) 「Countryside Productivity (農村生産性スキーム)」下の機械・施設等補助事業

事業名等	Countryside Productivity (農村生産性スキーム)		
	「Improving Farm Productivity Grant」 (農業生産性改善補助金)	「Adding Value to Agri-food Grant」 (農業・食品における付加価値向上補助金)	「Countryside Productivity Small Grant」 (農村生産性小規模補助金)
事業目的	以下のいずれかを通じた農業の生産性向上 ①農作物・畜産生産に資するロボティック設備 (robotic equipment) の活用、②エネルギーの貯蔵・流通の改善による、農場で生産される再生可能エネルギーの活用増大、③殺物生産へのLED照射の活用、④畜産に生じる懸濁液・肥料・残存物のより効率的な活用	サプライチェーンを短縮し1次生産の生産者に便益をもたらすため、農産物等の加工の改善	農業上の装置について、特定の装置に的を絞って (targeted)、投資への助成を行い、以下のいずれかを改善することを目的としている。 ①動物福祉、②資源利用の効率性、③肥培管理
事業スキーム	・「農村振興計画(Rural Development Programme)」位置づけられたCountryside Productivity Schemeの一環として実施 ・Defra(環境・食糧・農村地域省)の執行機関であるRural Payment Agencyが、申請を踏まえ審査		
事業の対象	以下の機械・装置が対象。 ・通常の殺物生産や飼養活用で利用可能なロボティック設備 (robotic equipment) (※1、2) ・農場で生み出される再生可能エネルギーのより良い使用を可能とするため、(ア)熱流通ネットワークや関連装置、(イ)電気バッテリー貯蔵システムの設置 ・殺物生産や害虫コントロールのための、特定波長のLED照明の設置 ・畜産に生じる懸濁液・残存物の管理装置 等	殺物・果樹・野菜・肉・乳等(※3)の加工に供される ・機械・装置の購入経費 ・建物の建築・修繕(improve)経費 等 ※ 機械・装置・建物につき、既存物の修理(repair)・メンテナンス費用・同様物への買換は対象外。	・対象となる56の装置(※4)が、(ア)最低限満たすべき仕様、(イ)支給額算定の前提となる標準価格とともに、限定列举されている。 ・第1回目の募集(本補助金は本年から開始、2018年2月～3月中旬に募集)では、56装置のうち太宗が畜産関係であるが、農業関連の機械・装置等では、例えば以下。 ①精密農業のためのGPS(標準価格1,366ポンド) ②種まき機(標準価格2万3千500ポンド)
補助率等	・通常、対象経費の40%が補助率上限 ・補助額については、下限3万5千ポンド、上限は通常100万ポンド。	・通常、対象経費の40%が補助率上限 ・補助額については、下限3万5千ポンド、上限は設けられていない。	・通常、対象経費の40%が補助率上限 ・補助額については、下限3千ポンド、上限は通常1万2千ポンド。
助成対象者	・農業者(※法人、組織も可能)	・農産物・畜産物等の加工者(※本加工者には、農業者や食品・飲料品事業者が含まれ得る) ※事業者については、すべての規模の事業者が申請可能だが、中・小・零細企業(フルタイム従業員の数と売上高で定義)優先	・農業者(※法人、組織も可能)
個人助成	可	可	可
予算配分	・申請プロジェクトが、以下の優先事項(Priorities)のうち少なくとも1つに該当することが必要。 ・より多くの優先事項に該当するほど補助金交付の可能性が高まるとされている。 ① 生産性向上又は資源管理のため、新たな技術・施設等の導入 ② 農業生産活動について、気候変動へのレジリエンス強化・環境への影響減少につながる ③ 肥培管理改善、又は、農業・畜産業のオペレーションの最適化 ④ 革新的な農業技術の導入 ⑤ 売上高・収益の増加、新たな雇用の創出 ⑥ 事業や共有資源間で新たな連携の創出	・申請プロジェクトが、以下の優先事項(Priorities)のうち少なくとも1つに該当することが必要。 ・より多くの優先事項に該当するほど補助金交付の可能性が高まるとされている。 ① サプライチェーンの短縮、又は、農業者への直接的な便益(例:高価格、市場への出荷量増加) ② 加工により付加価値創出 ③ 生産性向上のため、新たな加工方法、技術又は施設の導入 ④ 革新的な技術の導入 ⑤ 売上高・収益の増加、新たな市場へのアクセス又は新たな雇用の創出 ⑥ サプライチェーンにおいて、事業や共有資源間で新たな連携の創出	各装置毎に示された仕様等に適合したものであるか等について判断の上、支給の可否が決まるものと考えられる。
直近の予算額	「農村振興計画(Rural Development Programme)」(2014-2020年)において、「Country Productivity(農村生産性スキーム)」全体で約1億4千万ポンド。		

資料：Defra(2017b), Defra(2018a), Defra(2018b)等をもとに筆者作成

※1 当該設備が「ロボティック」であると判断される要件として、①物理的・生物的特性を計測可能なセンシングシステム、②センサーからの情報を処理し、どう作動するべきかの意思決定能力、③システムの駆動装置、すべて有することが必要。

※2 果樹・野菜の包装・加工に用いられるロボティック装置は対象外。

※3 厳密には、Defra(2017b)に対象物限定列举。

※4 全56物品の名称・仕様・標準価格は、Defra(2018b)Annex3に示されている。

(別表2) 「Growth Programme (成長プログラム)」下の機械・施設等補助事業

事業名等	Growth Programme (成長プログラム)	
	「Business Development Grant」 (事業発展補助金)	「Food Processing Grant」 (食品加工補助金)
事業目的	地域におけるビジネスの成長と雇用創出	
事業スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ・「農村振興計画(Rural Development Programme)」に位置づけられたGrowth Programmeの一環として実施 ・Defraの執行機関であるRural Payment Agencyが、申請を踏まえ審査 	
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・機械・装置の購入経費 ・建物の建築・修繕(improve)経費 等 ※機械・装置・建物につき、既存物の修理(repair)・メンテナンス費用・同様物への買換は対象外。	
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、対象経費の40%が補助率上限 ・補助額については、原則として、下限3万5千ポンド、上限20万ユーロ(約17万ポンド)。 (※ただし、地域別に低めの上限や、高めの下限が設定されている場合もある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、対象経費の40%が補助率上限 ・補助額については、原則として、下限3万5千ポンド、上限20万ユーロ(約17万ポンド)。 (※ただし、地域別に例外(上限なし等)が設けられている場合がある)
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域の零細・小規模の事業者(※) ※ここに、農業活動以外の活動(例:農場での小売施設、観光と関連させた宿泊施設等)にも活用を多様化させようとする農業者又はその世帯員も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物・園芸作物の加工を行う食品・飲料品の事業者 ※すべての規模の事業者が申請可能だが、中・小・零細企業(フルタイム従業員の数と売上高で定義)優先
個人助成	可	事業者が助成対象(注:個人事業者も排除されていない模様)
予算配分	<ul style="list-style-type: none"> ・申請プロジェクトが、以下の優先事項(Priorities)のうち少なくとも1つに該当することが必要。 ・より多くの優先事項に該当するほど補助金交付の可能性が高まるとされている。 ① 新規に熟練又は高賃金の労働者創出、補助金3万ポンド当たり1名のフルタイム従業員の雇用創出 ② 売上・利潤の増大 ③ 新たな技術・施設・プロセス導入による事業の生産性向上 ④ 新規の顧客・市場への財・サービス販売への寄与 ⑤ 輸出市場へのアクセスへの寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・申請プロジェクトが、以下の優先事項(Priorities)のうち少なくとも1つに該当することが必要。 ・より多くの優先事項に該当するほど補助金交付の可能性が高まるとされている。 ① 補助金3万ポンド当たり1名のフルタイム従業員の雇用創出 ② 売上・利潤の増大 ③ 原材料を供給する農業者へ直接的な便益の提供 ④ 新たな技術・施設・プロセス導入による事業の生産性向上 ⑤ 事業主体間の連携創出
直近の予算額	「農村振興計画(Rural Development Programme)」(2014-2020年)において、「Growth programme (成長プログラム)」全体で約1億8千万ポンド。	

資料: Defra(2018c), Defra(2018d)等をもとに筆者作成

[引用文献]

Gove. M (2018), Farming for the next generation, 5 January, Oxford

Department for Environment, Food & Rural Affairs (Defra) (2018a), The future for food, farming and the environment

Defra (2018b), "Rural Development Programme for England (RDPE) Countryside Productivity Scheme: Small Grant Handbook"

The Government of the United Kingdom (2017), Queen's Speech 2017, 21 June, Houses of Parliament, London

Defra (2017a), "Rural Development Programme for England (RDPE) Countryside Productivity Scheme: Improving Farm Productivity Handbook", available from

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/658195/Improving_Farm_Productivity_handbook_v2.pdf

Defra (2017b), "Rural Development Programme for England (RDPE) Countryside Productivity Scheme: Adding Value to Agri-food Handbook"

Defra (2017c), "RDPE Growth Programme Business Development Handbook"

Defra (2017 d), "Growth Programme Food Processing Handbook"

Defra (2015), "RDPE programme document 2014 to 2020"